

国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 3 年 12 月 1 日

提出者 国立市長 永見理夫

(説明) 民法の一部改正により、成年となる年齢が引き下げられることに伴い、規定の整理を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

国立市国民健康保険条例（昭和34年4月国立市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項第1号及び第2号中「20歳」を「18歳」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の国立市国民健康保険条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請を行う結核医療給付金の支給について適用し、同日前に申請を行った結核医療給付金の支給については、なお従前の例による。